○厚生労働省告示第二百三十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年五月三十日から適用する。

平成三十年五月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条　使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表	別表
第１部～第４部　（略）	第１部～第４部　（略）
第５部　追　補　(1)	第５部　追　補　(1)
内用薬　（略）	内用薬　（略）
注　射　薬	注　射　薬
品名　規格単位　薬価 円	品名　規格単位　薬価 円
（い）・（て）　（略）	（い）・（て）　（略）
（な）	（な）
㊻　ナルベイン注２mg　２mg１mL１管　725	ナルベイン注２mg　２mg１mL１管　725
㊻　ナルベイン注20mg　20mg２mL１管　6,340	ナルベイン注20mg　20mg２mL１管　6,340
（ふ）・（へ）　（略）	（ふ）・（へ）　（略）
外用薬　（略）	外用薬　（略）
第６部　（略）	第６部　（略）
第７部　追　補　(3)	（新設）
内用薬	
品名　規格単位　薬価 円	
（い）	
イクスタンジ錠40mg　40mg１錠　2,354.10	
イクスタンジ錠80mg　80mg１錠　4,563.70	
（め）	
メマリードライシロップ２％　２％１ｇ　406.10	
注　射　薬	
品名　規格単位　薬価 円	
（あ）	
アディノベイト静注用キット250　250国際単位１キット（溶解液付）　31,739	